

袋井市立袋井市民病院経営健全化計画

(公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画)

基本的事項	1
1 事業の概要	1
2 財政指標等	1
3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容	1
4 公営企業経営健全化の基本方針等	1
5 繰上償還希望額等	2
6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況	2
財務状況の分析	3
今後の経営状況の見通し	4
経営健全化に関する施策	8
繰上償還に伴う経営改革促進効果	10
1 主な課題と取組み及び目標	10
2 年度別目標等	11

袋井市立袋井市民病院経営健全化計画

(公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画)

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 袋井市病院事業会計

事業名	袋井市病院事業会計		
事業開始年月日	昭和46年6月1日	地方公営企業法の適用・非適用	✓適用 非適用
団体名	袋井市	職員数 (H19. 4. 1現在)	384
構成団体名			

2 財政指標等

資本費	10.8 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	2,626
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	1,326
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	0.96
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率 (%)	16.8(H19)
		経常収支比率 (%)	80.7(H18)

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成17年4月1日 合併前市町村：袋井市・浅羽町 〕

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	袋井市立袋井市民病院経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	袋井市長 原田英之
既存計画との関係	中期経営計画 (平成17年度～平成21年度) 見直し計画 (平成19年度～平成21年度)
公表の方法等	広報、ホームページ、市議会民生福祉委員会への報告 料金改定については市議会議決予定
基 本 方 針	少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、国・地方を通じて厳しい財政状況の中で、地方公共団体においても不断に経営改善に取り組んでいくことが求められている。この地方公共団体が経営する自治体病院においても、その企業性を発揮し、更なる経営健全化に努め、今後も機能を充実し、市民の安心、安全の要請に応えていかなければならない。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			231	231
	補償金免除額			18	18
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額です。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	病院移転新築事業			216,539	216,539
	看護婦宿舎建設事業			8,809	8,809
	医師住宅8戸			6,107	6,107
					0
					0
合 計 (A)		0	0	231,455	231,455
一 般 上 記 の う ち (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	231,455	231,455

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	<p>当院は、平成5年度から12年間は黒字経営を行っていたが、平成14年度以降徐々に経営が悪化し、平成17年度にはついに赤字に陥り、平成18年度は6億4千万円という多額の純損失を計上した。この最大の原因は、医師不足に伴う患者数の急激な減少にあり、医師確保が経営上の最重要課題である。財務分析では、急激な医業収益の減少に伴い、人件費比率が平成17年度の54.0%から平成18年度は66.9%にまで上昇し、委託料を中心とした経費比率も15.2%から17.9%に上昇した。一方、薬品費と材料費は、それぞれ、15.5%から14.7%、29.8%から27.0%へと減少した。この中で、特に人件費については、医師の確保や7:1看護加算取得のための看護師の確保等により削減することのできない理由があるため、急激に比率を落とすことはできない。</p>	
経営課題	<p>課 題</p> <p>新病院の合同設置</p>	<p>質の高い医療サービスを提供し、地域住民の安心安全な医療を提供できるように、隣接市の市立病院との新病院合同設置に向けて着実に準備を進めていかなければならない。</p>
	<p>課 題</p> <p>医師の確保</p>	<p>経営を圧迫している最大の要因は医師不足である。平成13年度までは約60人いた医師は、現在38人まで減少した。昨年発足した医師確保プロジェクトチームの活動をはじめ経営改善実施計画に示した10項目を着実に実施していく。</p>
	<p>課 題</p> <p>定員管理の適正合理化、給与費の削減</p>	<p>医師、看護師を除く職員については、退職者補充にとどめるが、補充の有無は業務量に応じて判断する。ただし、人材や技術は、病院を支える利益の源泉であり、将来に向けての重要な資源であるので、必要以上の削減はしない。また、業務を見直し、効率的な時間活用により、職員手当の削減を図る。</p>
	<p>課 題</p> <p>未利用財産の処分</p>	<p>未利用となっている市中の医師住宅の跡地を売却し、経営改善につなげる。</p>
	<p>課 題</p> <p>材料費・経費の削減</p>	<p>入札の範囲拡大、材料・薬品の民間並み価格への交渉、各種委託業務や保守契約の見直しを行い、経費削減を図る。</p>
留意事項	<p>経営を圧迫している最大の要因は医師不足である。平成13年度までは約60人いた医師は、現在38人まで減少した。昨年発足した医師確保プロジェクトチームの活動をはじめ経営改善実施計画に示した10項目を着実に実施していく。</p>	

今後の経営状況の見通し（法適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算見込)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収 益 的 収 入	1. 医 業 収 益 (A)		7,314	7,225	7,149	6,829	5,394	4,673	4,517	4,520	4,520	4,520	
	(1) 料 金 収 入		7,066	6,978	6,900	6,591	5,205	4,541	4,385	4,388	4,388	4,388	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
	(3) そ の 他		248	247	249	238	189	132	132	132	132	132	
	2. 医 業 外 収 益		563	690	704	718	741	912	901	898	894	894	
	(1) 補 助 金		22	11	16	21	15	10	3	2	1	1	
	他 会 計 補 助 金												
	そ の 他 補 助 金		22	11	16	21	15	10	3	2	1	1	
	(2) そ の 他		541	679	688	697	726	902	898	896	893	893	
	収 入 計 (C)		7,877	7,915	7,853	7,547	6,135	5,585	5,418	5,418	5,414	5,414	
収 益 的 支 出	1. 医 業 費 用		7,613	7,642	7,500	7,261	6,511	5,738	5,494	5,451	5,310	5,221	
	(1) 職 員 給 与 費		3,932	3,892	3,723	3,688	3,607	3,152	2,894	2,948	2,902	2,857	
	基 本 給		1,680	1,636	1,601	1,616	1,540	1,500	1,392	1,364	1,338	1,313	
	退 職 手 当		256	297	175	125	197		3	100	100	100	
	そ の 他		1,996	1,959	1,947	1,947	1,870	1,652	1,499	1,484	1,464	1,444	
	(2) 材 料 費		2,139	2,166	2,184	2,036	1,459	1,262	1,249	1,237	1,225	1,212	
	う ち 薬 品 費		1,279	1,301	1,221	1,061	792	583	577	571	566	560	
	経 費		1,101	1,051	1,089	1,040	965	818	879	870	862	853	
	う ち 委 託 料		764	762	758	721	663	566	560	555	549	544	
	そ の 他		50	53	41	34	36	41	36	36	36	36	
(3) 減 価 償 却 費		391	480	463	463	444	465	436	360	285	263		
2. 医 業 外 費 用		206	187	223	300	251	160	129	121	119	112		
(1) 支 払 利 息		185	170	154	138	121	105	73	64	61	54		
(2) そ の 他		21	17	69	162	130	55	56	57	58	58		
支 出 計 (D)		7,819	7,829	7,723	7,561	6,762	5,898	5,623	5,572	5,429	5,333		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		58	86	130	-14	-627	-313	-205	-154	-15	81		
特 別 利 益 (F)		2					35						
特 別 損 失 (G)		50	38	53	23	12	27	17	17	17	17		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		-48	-38	-53	-23	-12	8	-17	-17	-17	-17		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		10	48	77	-37	-639	-305	-222	-171	-32	64		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		369	417	191	149					-128	-160	-96	
流 動 資 産 (J)		4,522	4,491	4,304	3,784	3,029	1,919	1,632	1,541	1,534	1,629		
う ち 未 収 金		1,166	1,192	1,248	1,098	825	820	820	820	820	820		
流 動 負 債 (K)		394	493	499	407	473	342	342	342	342	342		
う ち 一 時 借 入 金													
う ち 未 払 金		356	458	479	379	455	317	317	317	317	317		
不 良 債 務 (L)													
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)									-2.8	-3.5	-2.1		
不 良 債 務 比 率 ($\frac{(L)}{(A)-(B)} \times 100$)													
地方財政法施行令第19条第1項により算定した 資金の不足額 (M)													
医 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (N)		7,314	7,225	7,149	6,829	5,394	4,673	4,517	4,520	4,520	4,520		
資 金 不 足 比 率 ((M) / (N) × 100)													

(単位:百万円,%)

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算見込)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	750	130	140		200	80	80	80		
	2. 他 会 計 出 資 金	171									
	3. 他 会 計 補 助 金										
	4. 他 会 計 負 担 金										
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金		5	53	15						
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金						33				
	8. 工 事 負 担 金										
	9. そ の 他										
	計 (A)	921	135	193	15	200	113	80	80		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の 財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	921	135	193	15	200	113	80	80		
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	948	268	371	171	281	161	160	160	70
うち 職 員 給 与 費											
2. 企 業 債 償 還 金		427	541	544	575	551	801	335	211	202	174
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金											
4. 他 会 計 へ の 支 出 金											
5. そ の 他											
計 (D)	1,375	809	915	746	832	962	495	371	272	244	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	454	674	722	731	632	849	415	291	272	244	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	452	673	721	726	632	583	415	291	272	244
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						266				
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他	2	1	1	5						
計 (F)	454	674	722	731	632	849	415	291	272	244	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)											
積 立 金 現 在 高	1,019	1,019	1,322	1,326	1,326	570	265	43			
企 業 債 現 在 高	4,367	3,956	3,552	2,977	2,626	1,906	1,650	1,520	1,317	1,143	
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	4,367	3,956	3,552	2,977	2,626	1,906	1,650	1,520	1,317	1,143	
うちその他に係るもの											

(2) 他会計繰入金

年 度		平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分	499	625	613	637	677	850	850	850	850	850
	うち 基 準 内 繰 入 金	499	625	613	637	677	850	703	615	603	580
	うち 基 準 外 繰 入 金							147	235	247	270
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
	うち赤字補てん的なもの								147	235	247
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	171									
	うち 基 準 内 繰 入 金	171									
	うち 基 準 外 繰 入 金										
	うち赤字補てん的なもの										

(3) 経営指標等

		平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算見込)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率	(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
総収支比率(法適用)	(%)	100.1	100.6	101.0	99.5	90.6	94.9	96.1	96.9	99.4	101.2	
経常収支比率(法適用)	(%)	100.7	101.1	101.7	99.8	90.7	94.7	96.4	97.2	99.7	101.5	
営業収支比率(法適用)	(%)	96.1	94.5	95.3	94.0	82.8	81.4	82.2	82.9	85.1	86.6	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)								-2.8	-3.5	-2.1	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	6.3	7.9	7.8	8.4	11.0	15.2	15.7	15.7	15.7	15.7
	うち基準内繰入金	(%)	6.3	7.9	7.8	8.4	11.0	15.2	13.0	11.4	11.1	10.7
	うち基準外繰入金	(%)							2.7	4.3	4.6	5.0
	うち料金収入に計上すべき繰入金等	(%)										
	うち赤字補てんのなもの	(%)							2.7	4.3	4.6	5.0
	資本的収入分	(%)	18.5									
	うち基準内繰入金	(%)	18.5									
	うち基準外繰入金	(%)										
うち赤字補てんのなもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	入院については、現在の診療料がそのまま存続するものとし、1日平均患者数を195人とした。患者1人1日当たりの入院収益は、DPCの導入と診療報酬改定で±0、7:1看護については、平成19年度が7病棟、以後は5病棟を対象とした。外来については、現状の平均値とし、患者数を1日平均580人、患者1人1日当たりの外来収益を8,800円と見込んだ。
2 他会計繰入金の見込み	袋井市財政計画に基づき、年間8億5千万円を上限に繰り入れることとなっているが、利益剰余金が出た場合には返還していく。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	隣接市と新病院の合同設置について準備を始めたが、現状では建設年度等具体的なことは決まっていない。資産売却については市中にある未利用の医師住宅を取り壊し、土地を売却していく。平成19年度の収入は3500万円を予定している。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	近い将来の新病院建設に向けて、建設改良はできる限り規模を小さくしていく。また、退職給与引当金及び、修繕引当金は早い時期に取り崩す。欠損金の処分は利益剰余金を充てて、できる限り累積欠損金を計上しないようにする。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
地方公務員の職員数の純減の状況	平成17年度策定の中期経営計画では、平成22年4月1日現在の職員総数を415人と想定していたが、急激な医師の減少及びそれに伴う患者数の減少により、職員数が大幅に減少し、平成19年4月1日現在では384人で、今後、さらに看護師の減少及び技師その他の職員の退職者の不補充等により、平成22年4月1日現在の職員総数を342人と見込む。
給与のあり方	医療技術職、技能労務職については退職者の不補充により削減を図り、事務職員については業務の見直し、効率化により削減を図る。
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	国家公務員の給与構造改革に準じ、職務の級間の水準の重なり縮小、最高到達水準の引き下げによる給与カーブのフラット化を目的とした給料表の改正、枠外昇給の廃止、地域手当の導入(国の支給率と同率(3%))を平成18年4月1日から行い、また平成19年4月1日より管理職手当を定額化し、職務職責に応じたものとした。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	国家公務員の給与構造改革に準じ、職務の級間の水準の重なり縮小、最高到達水準の引き下げによる給与カーブのフラット化を目的とした給料表の改正、枠外昇給の廃止、地域手当の導入(国の支給率と同率(3%))、特殊勤務手当の見直し(4手当を廃止)を平成18年4月1日から行った。技能労務職については、定員適正化計画に基づき、退職者補充のための採用を行わない。また、平成19年度中に技能労務職の給与の総合的な点検を行い、現状、見直しに向けた基本的な考え方や具体的な取組内容等を方針としてまとめる。公表時期については、方針決定後直ちに行う。
退職時特昇等退職手当のあり方	国家公務員の給与構造改革に準じ、退職時特昇の廃止、在職時の職務職責を手当額に反映させるための調整額の導入を平成18年4月1日より実施した。
福利厚生事業のあり方	平成17年度に職員互助会に対する交付金について職員の給料総額の1000分の4から1000分の2に交付率を引き下げ、また事業の内容についても見直しを行った。また、職員の心身の健康保持を目的とした職場内相談員の設置や講演会などに力を入れている。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>平成19年9月に策定した「袋井市立袋井市民病院経営改善実施計画」では、大項目の1つとして「支出削減」があり、具体的な実施項目として「病棟の削減による効率化」「職員数(正規、嘱託、臨時)の適正化による人件費の抑制」「アウトソーシングの人員の見直し」「院内保育園の充実」「委託業務の見直し」「薬品費、診療材料費、その他経費の削減努力」「建設改良(工事、医療機器購入)の適正化」の7つを挙げ、これを着実に実施していく。</p> <p>委託業務の見直しについては入札制度の拡大、債務負担行為による複数年契約、医療機器の保守契約の見直しにより経費を削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札制度の拡大では、従来、医療機器のみ対象としていた入札を300万円以上の委託契約も対象とした。平成19年度については、レセプト点検委託料50万円、宿日直受付業務委託料100万円などの効果を生じることとなる。 ・債務負担行為については、新たに検査物検査委託料、院内保育委託料などについて実施し、約100万円の効果を見込む。 ・医療機器の保守の見直しについては、冷凍機や情報システム、エアシューター等15項目にわたる見直しを実施し、約150万円の効果が出る見込である。平成20年度においては、医療機器の保守契約を中心に見直しを図り、委託料全体で500万円の削減を目標とする。 <p>平成19年度の経費削減については、患者数減少に伴い病棟数を9から7に削減して委託料等の効率化を図る。(削減額約3千万円)内訳としては、病棟クラーク委託人数の2人減員(600万円)、病棟看護助手の委託人数の2.7人減員(810万円)、光熱水費の削減(820万円)寝具委託料の削減(390万円)、清掃委託料の削減(380万円)などである。また、あらゆる経費の見直しを実施し、消耗備品150万円、消耗品650万円、印刷製本費380万円、修繕費1400万円、賃借料280万円、研究研修費450万円、通信運搬費250万円、工事設計料270万円をはじめ諸経費の5%以上の削減を原則とした。(削減額約6千万円)。平成20年度以降は前年度に大幅な見直しを図るため、大きな効果は期待できないが、消耗備品、消耗品、印刷製本費などを中心に毎年500万円程度の経費削減に努力していく。</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用	近い将来の新病院合同設置に向けての協議が始まるうとしており、まずは、合同設置について合意できるよう全力を尽くす。運営形態については、合同設置協議会で検討されることとなる。
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p>未利用となっている市中の医師住宅の跡地を売却し、経営改善につなげる。当該処分地は、約1250㎡で 約6800万円で売却を見込んでおり、資産分の3300万円を引いた3500万円を特別利益とする。</p> <p>その他 平成20年10月から特定初診料の引き上げ(1000円を1500円に)を実施することにより、平成20年度は240万円(半年分)、平成21年度以降は480万円の増収となる。</p> <p>その他 未収金対策として、督促、連帯保証人への通知、4班に分かれての家庭訪問(夜間訪問を含む)などの取り組みにより年間120万円の改善が図られる。</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	<p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>「袋井市立袋井市民病院経営改善実施計画」はホームページに掲載し、市議会議員にも配布済み。毎年度の予算・決算は市の広報紙に掲載している。</p> <p>行政評価の導入</p> <p>平成18年12月に外部機関による経営診断を実施し、この診断結果を受けて平成19年3月に「経営改善委員会」を設置した。ここでの議論を基に「袋井市立袋井市民病院経営改善実施計画」を策定し、現在、各項目について取り組んでいるところである。</p>
5 その他	

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>医師をはじめ技師、看護師は企業で言う利益の源泉であり、病院にとっては貴重な資源であることからむやみに削減することはできない。ただし、業務量に合わせ、退職者の不補充、臨時・嘱託職員への転換等による人件費の削減は必要である。また、業務の効率化を図り、手当の支出を抑える努力をしなければならない。人件費比率は、平成19年度が67.5%（退職給与金を除く）と見込まれるが、給与費削減により、平成23年度目標値を61%とする。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>経営改善実施計画に基づき、医業収益の安定的な確保、給与費の削減、経費節減等により各年度の損失を少なくし、平成23年度には利益を上げられることを目標とする。なお、利益剰余金や引当金を充てて、できる限り累積欠損金を計上しないようにする。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>現在の袋井市財政計画では、年間8億5千万円（市民1人1万円を目安）を上限に繰り入れることとなっている。計画では平成24年度には利益剰余金が出るようになっていくが、その際には利益剰余部分を一般会計に返還していく。</p>
4 その他	<p>当院の経営改善の最大の課題は、医師の確保である。この計画では、医師数を現状のままとした前提で記載されているが、医師数の増減で経営内容が大きく左右されるため、まず、医師の確保を最重要課題として取り組んでいく。そのための大きな対策としての病院の統合について実現化に向けて最大限の努力をする。</p>

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

病院事業

年度別目標

(単位:人、百万円、%)

区分	目標又は実績		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	計画前5年間 実績	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計画合計
			(計画前5年度 決算)	(計画前4年度 決算)	(計画前3年度 決算)	(計画前々年度 決算)	(計画前年度 決算見込)		(計画初年度 目標)	(計画第2年度 目標)	(計画第3年度 目標)	(計画第4年度 目標)	(計画第5年度 目標)	
職員数	医師	職員数	50	52	46	44	36		38	38	38	38	38	
		増減数	-5	2	-6	-2	-8	-19	2	0	0	0	0	
		改善額												
	看護部門職員	職員数	243	240	232	238	228		222	192	182	182	182	
		増減数	5	-3	-8	6	-10	-10	-6	-30	-10	0	0	
		改善額												
	医療技術職員	職員数	66	68	68	68	66		65	63	61	59	59	
		増減数	0	2	0	0	-2	0	-1	-2	-4	-2	0	-9
		改善額						0						0
	その他の職員	職員数	74	74	69	66	61		60	58	56	54	52	
		増減数	-1	0	-5	-3	-5	-14	-1	-2	-2	-2	-2	-9
		改善額						0						0
	事務職員等	職員数	23	25	26	26	26		26	25	24	24	24	
		増減数	-1	2	1	0	0	2	0	-1	-1	0	0	-2
		改善額						0						0
技能労務職員	職員数	51	49	43	40	35		34	33	32	30	28		
	増減数	0	-2	-6	-3	-5	-16	-1	-1	-1	-2	-2	-7	
	改善額						0						0	
医業収益に対する職員給与費割合		53.8	53.9	52.1	54.0	66.9		67.5	64.1	65.2	64.2	63.2		
収入確保	料金の改定(特定初診料)					1	1			2	4	4	4	
	改善額					1	1	2		2	4	4	4	14
	未収金の徴収					1	1		1	1	2	1	1	
	改善額					1	1	2	1	1	2	1	1	6
	その他						1		35					
	改善額						1	1	35					35
	未利用財産の売り払い								35					
改善額							0	35					35	
資金運用方法の改善						1								
改善額						1	1						0	
費用削減	人件費の見直し													
	うち退職手当以外													
	うち正職員(技術・事務・技労)		868	838	824	825	794		783	760	737	715	705	
	改善額		-12	18	32	31	62	131	11	34	57	79	89	270
	うち非常勤職員													
	改善額							0						0
	うち退職手当													
	その他													
	改善額						22	22	94	10	5	5	5	119
	委託方法の見直し						5		4	5				
改善額						5	5	4	5				9	
経費削減						17		90	5	5	5	5		
改善額						17	17	90	5	5	5	5	110	
累積欠損金比率		0	0	0	0	0		0	0	-2.8	-3.5	-2.1		
増減		0	0	0	0	0		0	0	-2.8	-0.7	1.4		
企業債現在高		4,367	3,956	3,552	2,977	2,626		1,906	1,650	1,520	1,317	1,143		
増減		-323	-411	-404	-575	-351		-720	-256	-130	-203	-174		
計画前5年間改善額 合計								158	改善額 合計					444

(参考) 補償金免除額 18

2 年度別目標等(つづき)

各種経営比率

区分	目標又は実績	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	類似規模 全国平均 (平成17年度)	
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)		
経営指標	経常収支比率	(決算) 100.7	(決算) 101.1	(決算) 101.7	(決算) 99.8	(決算見込) 90.7	目標 94.7	目標 96.4	目標 97.2	目標 99.7	目標 101.5	103.2	
	医業収支比率	96.1	94.5	95.3	94.0	82.8	81.4	82.2	82.9	85.1	86.6	96.7	
	職員給与費率	53.8	53.9	52.1	54.0	66.9	67.5	64.1	65.2	64.2	63.2	53.3	
	薬品費率	17.5	18.0	17.1	15.5	14.7	12.5	12.8	12.6	12.5	12.4	15.0	
	材料費率	29.2	30.0	30.5	29.8	27.0	27.0	27.7	27.4	27.1	26.8	28.0	
病床	病床利用率	一般	(85.8) 76.7	(80.2) 71.7	(79.3) 70.8		67.4	62.5	(65.0) 49.0	(65.0) 49.0	(65.0) 49.0	(65.0) 49.0	87.7
		療養											
		結核											
		精神											
	上段()書きは 稼働病床利用率	感染症				0.6							0.5
	計	(85.8) 76.7	(80.2) 71.7	(79.3) 70.8		67.1	62.5	(65.0) 49.0	(65.0) 49.0	(65.0) 49.0	(65.0) 49.0	86.4	

再編・ネットワーク化について

袋井市民病院は、昭和54年12月に現在の場所に移転し、今日では、施設、設備の老朽化が進むとともに、医師不足をはじめ、国の医療制度改革等新たな課題が浮上する中で、昨年2月に、有識者や市民代表による「今後の病院のあり方に関する検討委員会」を設置し、袋井市民病院の望ましい将来像について意見を求めることとした。昨年10月、この検討委員会から提言がなされたが、その中では5つの基本理念が示され、これを実現するためには掛川市立総合病院との統合が望ましいとの内容であった。

また、袋井市議会でも、昨年5月に「市民病院問題特別委員会」が設置され、本年2月に「今後の病院のあり方に関する検討委員会」の提言を尊重する旨の提言があった。

一方、掛川市においても「掛川市立総合病院の今後のあり方に関する検討委員会」と「掛川市議会広域行政問題特別委員会」から、袋井市と概ね同様の提言がそれぞれなされた。

これらを受けて、去る3月に、静岡県が中心となって、中東遠管内の首長と病院長による会合を開き、病院の統合に参加するか否かの確認を行い、袋井、掛川両市の他に参加意志のないことが確認された。

掛川市では、菊川市や御前崎市、森町とさらに意思確認を行ったが、いずれの市町も独自運営を継続するとの判断であった。このため、この8月、掛川市議会病院問題特別委員会において、今後、袋井市民病院との統合を含めた広域化について協議していくことが承認され、9月には統合に向けた協議を進めるための準備会の設置が両市議会です承された。今後、本年中には正式な協議会を設置する計画となっており、病院の将来像、建設位置、時期、規模、運営形態などが協議される予定であるが、結論の時期は未定である。

経営形態の見直し(民間的経営手法の導入)について

上記のとおり、新病院建設に係る協議会で運営形態についても議論されることとなる。現状の病院について運営形態を検討する計画はない。